

漁村災害対策ボランティア派遣制度

被災地では、あなたの復旧支援を待っています！

＜漁村災害対策ボランティア派遣制度とは＞
地震・津波などにより、漁村地域で大規模な災害が発生した場合の被災地支援、平時における研修会講師として、必要とする地方自治体へ災害復旧事業等の実務経験のあるボランティアを派遣する制度です。

＜(公社)全国漁港漁場協会の役割＞
(公社)全国漁港漁場協会は、事務局として、水産庁や各都道府県の漁港漁場協会等と連携を図りながら本制度の事務局を担います。ボランティア登録者には、災害関係の講演会等の案内、災害復旧事業に関する最新情報をメール等を通じて配信する予定です。

本制度は皆様の職務経験等を活かしたボランティア活動を基本とするものです。例えば、地元の災害復興に貢献したい、日頃から地元で役立つボランティア活動をしたい、といった方にお願いしたいと考えています。

漁村災害対策ボランティアは、今の仕事、居住地、健康状態等に応じ、可能な範囲で活動を行っていただくものです。

(例えば)

- ・被害状況の把握に関する支援
- ・災害復旧事業の手続きに関する支援
- ・災害復旧工法の検討に関する支援
- ・その他平時における研修会講師等



＜漁村災害対策ボランティアになるには＞

- ・資格：災害復旧事業を熟知した者であって、次のいずれかの要件をみたす方
 - 一 災害復旧事業に係る業務を3年以上経験した方
 - 二 水産関係土木施設等の整備に係る業務を5年以上経験した方
 - 三 その他漁村災害対策ボランティア派遣制度協議会運営委員会が認めた方
- ・応募方法：漁村災害対策ボランティア派遣制度の事務局の公益社団法人全国漁港漁場協会へお問い合わせください。

漁村災害対策ボランティア派遣制度協議会は、漁港漁場関係団体をもって構成されています。

- ・公益社団法人 全国漁港漁場協会
- ・一般社団法人 水産土木建設技術センター
- ・一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所

連絡先：公益社団法人全国漁港漁場協会
担当：佐藤 昭人（電話03-6206-0066）
（E-mail：sato@gyokou.or.jp）